

○大和市附属機関の設置に関する条例

昭和33年5月1日条例第9号

注 昭和53年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和34年3月27日条例第9号

昭和35年10月3日条例第18号

昭和36年10月1日条例第19号

昭和37年4月1日条例第10号

昭和37年7月26日条例第17号

昭和38年3月22日条例第6号

昭和38年6月25日条例第16号

昭和38年10月1日条例第26号

昭和38年12月21日条例第36号

昭和39年4月1日条例第22号

昭和39年5月27日条例第26号

昭和39年10月1日条例第41号

昭和40年10月1日条例第18号

昭和41年3月28日条例第6号

昭和41年12月20日条例第39号

昭和42年3月28日条例第3号

昭和42年12月25日条例第24号

昭和43年3月25日条例第5号

昭和44年10月1日条例第24号

昭和46年3月25日条例第4号

昭和47年4月1日条例第22号

昭和47年9月26日条例第38号

昭和48年9月20日条例第39号

昭和49年3月28日条例第4号

昭和51年10月1日条例第27号

昭和51年12月23日条例第42号

昭和53年3月31日条例第1号
昭和53年6月29日条例第20号
昭和55年3月29日条例第1号
昭和56年5月25日条例第21号
昭和60年6月25日条例第13号
昭和61年9月27日条例第31号
昭和62年9月28日条例第25号
昭和63年12月26日条例第29号
平成5年9月29日条例第24号
平成6年3月28日条例第1号
平成9年3月28日条例第9号
平成9年9月29日条例第17号
平成9年12月22日条例第21号
平成10年3月26日条例第1号
平成10年3月26日条例第7号
平成11年12月22日条例第28号
平成12年3月28日条例第3号
平成12年9月28日条例第19号
平成12年12月25日条例第27号
平成14年6月28日条例第18号
平成15年10月6日条例第22号
平成19年3月15日条例第5号
平成19年12月21日条例第42号
平成20年3月28日条例第3号
平成20年3月28日条例第13号
平成20年9月1日条例第22号
平成20年9月29日条例第26号
平成22年3月30日条例第2号
平成24年6月29日条例第13号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年条例第6号)

この条例は、農業共済事業実施の日から施行する。

附 則(昭和38年条例第16号)

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(昭和38年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第6号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第3号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第24号）

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年条例第5号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第24号）

この条例は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第4号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第38号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第39号）

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第1号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和55年条例第1号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第21号）

この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和61年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和62年条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和63年条例第29号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和64年5月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第24号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成9年条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第17号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第21号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項ただし書並びに第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審査会の意見を聴くことに関する部分、第24条第3項並びに附則第6項の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、別表大和市青少年問題協議会の欄及び大和市総合計画審議会の欄の改正規定は同年4月1日から、同表大和市奨学生選考審査会の欄の改正規定は同年5月1日から、同表大和市環境審議会の欄の改正規定は平成13年7月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成12年条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成20年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（大和市文化芸術振興条例の一部改正）

- 2 大和市文化芸術振興条例（平成21年大和市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年6月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第2条関係）

附属機関	設置目的	委員の数
大和市消防運営審議会	消防行政の円滑な運営を図るために必要な事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	人 10以内
大和市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20以内
大和市駐留軍関係離職者等対策協議会	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第9条の規定に基づき、駐留軍関係離職者等対策の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20以内
大和市文化財保護審議会	本市における文化財の保存及び活用に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	5以内
大和市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市下水道運営審議会	本市の下水道使用料、下水道事業受益者負担金その他下水道の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市総合計画審議会	本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	20以内

大和市立病院運営審議会	大和市立病院の増改築その他の運営に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市予防接種健康被害調査委員会	各種予防接種に起因する健康被害につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	9以内
大和市予防接種運営審議会	本市における予防接種業務を円滑かつ安全に行うために必要な事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告する。	7以内
大和市市営住宅運営審議会	市営住宅の整備、家賃、入居者選考その他管理に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市町界町名審議会	町界町名の設定、廃止及び変更並びに住居表示の実施に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	20以内
大和市奨学生選考審査会	奨学生の選考に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告する。	3以内
大和市心身障害児者処遇委員会	心身障害児及び心身障害者の処遇に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	15以内
大和市社会福祉審議会	社会福祉に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	15以内
大和市ホテル等建築審議会	大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和62年大和市条例第29号）第5条第2項の規定による承認に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市建築紛争調停委員会	大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成9年大和市条例第9号）第8条第5項の意見を申し述べ、及び中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	5以内

大和市環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項につき、並びに一般廃棄物の減量等に関する事項等につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	15以内
大和市街づくり推進会議	街づくりに関する事項、景観形成に関する事項及び屋外広告物に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べる。	13以内
大和市協働推進会議	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）第13条第1項の規定による協働事業の提案につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	7以内
大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	14以内
大和市介護保険サービス審議会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく地域密着型サービス事業その他介護保険サービスに関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	9以内
大和市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市高齢者・保健サービス審議会	高齢者の福祉の措置に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市障がい者福祉計画審議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市次世代育成支	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定	15以内

援対策地域協議会	に基づく市町村行動計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	
大和市入札監視委員会	入札及び契約事務の適正な運営及び透明性の確保に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べる。	5 以内